

大垣市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から平成27年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年6月27日

大垣市監査委員	田邊	雅範
大垣市監査委員	中田	ゆみこ

措置状況報告書

(地方自治法第 199 条第 12 項に基づくもの)

【生活環境部】

所管課	指摘事項	措置状況
環境衛生課	<p>○ <u>収入事務について</u></p> <p>大垣市会計規則第 17 条では、法令、条例、契約等により歳入を収納しようとするとき、又はその他の歳入が決定し、収納を要するものがあるときは、調定調書により調定しなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、墓地管理料の現年度分の収入について、大垣市墓地条例施行規則第 6 条により、毎年 9 月 1 日現在に使用者である者が 10 月末日までに納付するものとして規定されているが、平成 28 年 2 月現在、調定がされていない。</p> <p>速やかに調定するとともに、今後は、大垣市会計規則を順守し、適正な収入事務の執行に努められたい。</p>	墓地管理料について、平成 28 年 3 月初めに調定調書を作成しました。

【経済部】

所管課	指摘事項	措置状況
公営競技事務所	<p>○ <u>資金前渡の精算について</u></p> <p>競輪の開催期間終了後に支払う払戻金は、資金前渡により支出を行っている。大垣市会計規則第 42 条により、資金の前渡を受けた者はその資金の支払が終了したときは、速やかに精算書により精算しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、払戻権の時効消滅による支払終了（開催期間終了後 60 日）後、未精算のまま半年近く経過したものも見受けられた。</p> <p>資金前渡により支出を行う場合には、支払終了後速やかに精算手続を行うよう事務処理の改善に努められたい。</p>	平成 28 年 3 月 15 日までに第 8 回までの対象事案について精算処理を実施しました。

【 都市計画部 】

所 管 課	指 摘 事 項	措 置 状 況
都市計画課	<p>○ 補助金交付事務について</p> <p>補助金交付基準(平成 20 年 9 月 16 日施行)では、運営費への補助について、「その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合とし」と規定されている。</p> <p>しかしながら、補助額に対して前年度の繰越額が多い団体への補助が交付決定されていた。当該補助金は、大垣市景観条例第 36 条第 1 項により認定されている景観形成市民団体に、良好な景観の形成の推進に対する援助として交付するものである。補助の目的により交付対象を明確にし、基準にのっとった運用に努められたい。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、景観形成市民団体が良好な景観の形成に寄与することを目的として行う事業に対する補助であることを明確にする予定です。</p>

【 教育委員会事務局 】

所 管 課	指 摘 事 項	措 置 状 況
文化振興課	<p>○ 補助金交付事務について</p> <p>大垣市文化芸術振興事業補助金交付要綱第 2 条では補助金の交付対象となる経費が規定されており、一部要綱で定められていない経費が交付されていた。</p> <p>しかしながら、大垣市補助金交付基準においては補助対象として差し支えのない経費であった。補助の目的を達成するために必要な経費であるならば、今後は実際の事業内容に即した要綱となるよう、事前に見直しされたい。</p>	<p>大垣市文化芸術振興事業補助金交付要綱の改正を行い、指摘を受けた大垣市室内管弦楽団が主催する演奏会に対する補助金について、報償費は補助の目的を達成するために必要な経費と判断し、要綱改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)により対象経費として規定した。</p>

措置状況報告書

(地方自治法第 199 条第 12 項に基づくもの)

【生活環境部】

所管課	指摘事項	措置状況
環境衛生課	<p>○ <u>収入事務について</u></p> <p>大垣市会計規則第 17 条では、法令、条例、契約等により歳入を収納しようとするとき、又はその他の歳入が決定し、収納を要するものがあるときは、調定調書により調定しなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、墓地管理料の現年度分の収入について、大垣市墓地条例施行規則第 6 条により、毎年 9 月 1 日現在に使用者である者が 10 月末日までに納付するものとして規定されているが、平成 28 年 2 月現在、調定がされていない。</p> <p>速やかに調定するとともに、今後は、大垣市会計規則を順守し、適正な収入事務の執行に努められたい。</p>	墓地管理料について、平成 28 年 3 月初めに調定調書を作成しました。

【経済部】

所管課	指摘事項	措置状況
公営競技事務所	<p>○ <u>資金前渡の精算について</u></p> <p>競輪の開催期間終了後に支払う払戻金は、資金前渡により支出を行っている。大垣市会計規則第 42 条により、資金の前渡を受けた者はその資金の支払が終了したときは、速やかに精算書により精算しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、払戻権の時効消滅による支払終了（開催期間終了後 60 日）後、未精算のまま半年近く経過したものも見受けられた。</p> <p>資金前渡により支出を行う場合には、支払終了後速やかに精算手続を行うよう事務処理の改善に努められたい。</p>	平成 28 年 3 月 15 日までに第 8 回までの対象事案について精算処理を実施しました。

【 都市計画部 】

所 管 課	指 摘 事 項	措 置 状 況
都市計画課	<p>○ 補助金交付事務について</p> <p>補助金交付基準(平成 20 年 9 月 16 日施行)では、運営費への補助について、「その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合とし」と規定されている。</p> <p>しかしながら、補助額に対して前年度の繰越額が多い団体への補助が交付決定されていた。当該補助金は、大垣市景観条例第 36 条第 1 項により認定されている景観形成市民団体に、良好な景観の形成の推進に対する援助として交付するものである。補助の目的により交付対象を明確にし、基準にのっとった運用に努められたい。</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、景観形成市民団体が良好な景観の形成に寄与することを目的として行う事業に対する補助であることを明確にする予定です。</p>

【 教育委員会事務局 】

所 管 課	指 摘 事 項	措 置 状 況
文化振興課	<p>○ 補助金交付事務について</p> <p>大垣市文化芸術振興事業補助金交付要綱第 2 条では補助金の交付対象となる経費が規定されており、一部要綱で定められていない経費が交付されていた。</p> <p>しかしながら、大垣市補助金交付基準においては補助対象として差し支えのない経費であった。補助の目的を達成するために必要な経費であるならば、今後は実際の事業内容に即した要綱となるよう、事前に見直しされたい。</p>	<p>大垣市文化芸術振興事業補助金交付要綱の改正を行い、指摘を受けた大垣市室内管弦楽団が主催する演奏会に対する補助金について、報償費は補助の目的を達成するために必要な経費と判断し、要綱改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)により対象経費として規定した。</p>